

消防庁通達文（抜粋）

各都道府県消防主管部長殿

消防予第111号

平成4年5月28日

消防庁予防課長

消防防災用設備等の火災予防条例準則における取り扱いについて（通知）

標記については、消防防災用設備等性能評定委員会（事務局：財団法人日本消防設備安全センター）で評定された設備の火災予防条例準則における取り扱いを下記のとおり運用することとしたので、貴管下市町村に対してもこの旨示達のうえよろしくご指導願いたい。

1. 評定設備

評定番号 評4-008号

申請者名 日本エスシー株式会社

商品名 アクアクリーンシステム

2. 火災予防条例準則における取り扱いについて

アクアクリーンシステム（以下「ACS」という。）を3に規定する設置条件により設置し、かつ、自動消火装置を4に規定する設置方法により設置する場合にあっては、火災予防条例準則（以下「条例準則」という。）第17条の3の規定（基準の特例）により、条例準則第3条の4第1項第3号ハ及びニの規定に基づく**火炎伝送防止装置として自動消火装置が設置されたものと同等の効力を有するものとして取り扱って差し支えないこと。**

ただし、条例準則第3条の4第1項（第1号及び第3号ハ及びニは除く）に規定する「排気ダクト等」の断熱措置等については基準どおりとすることが必要であること。

3. ACSの設置条件

ACSは別紙の性能評定書別添1（1）設置条件のとおりに設置し、維持管理すること。

4. ACSと組み合わせる自動消火装置の設置方法

自動消火装置を「フード・ダクト用、レンジ用又はフライヤー用簡易自動消火装置の性能及び設置の基準について」（昭和56年8月3日付け消防予第176号消防庁予防課長通知）の規定及び各自動消火装置の工事マニュアルに基づき設置すること。

ただし、フード・ダクト用簡易自動消火装置については、当該規定等に係わらず、**感知部をフード内部の適切な位置に設置することとし、放出口はダクト内部に設置しないことができるものであること。**

5. その他

- (1) 評定されたACSについては、財団法人日本消防設備安全センターの評定ラベルが貼付されるものであること。
- (2) 本通知のACSの設置条件及び自動消火装置の設置方法は、条例準則第17条の3の規定を運用する場合の要件であり、一般的にACSを設置する場合の要件ではないこと。